

地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会（第5回）の概要

1 開催日時

平成23年12月20日（火）10時から11時10分まで

2 開催場所

山口県庁本館棟4階 共用第3会議室

3 出席者

評価委員会委員：5名

事務局：8名

法人：4名

4 内容

(1) 県健康福祉部長挨拶

(2) 法人理事長挨拶

(3) 議事

- ① 地方独立行政法人山口県立病院機構の業務の実績に関する評価の方法について
・事務局から、資料1～資料5に基づき説明。

主な質疑応答・意見 委員 事務局 法人

● 大項目別評価及び全体評価の評価基準で、「s」の判断の目安を評点4.3以上と設定した根拠は何か。

○ まず個別項目別評価において、標準となる「3点」の目安として、いわゆる「十中八九」の「九」をもって、達成度が90%以上であれば「概ね達成」としている。

大項目別評価においても、標準となる「b」の目安は、個別項目別評価で標準となる3点の90%に相当する2.7を下限とし、小数点以下で四捨五入して3点となる3.4を上限として設定した。よって、下限から上限までの目安の幅が0.7となり、この「b」の目安の範囲を基準に、0.7の幅を上位・下位の評点へスライドさせて当てはめると、「s」は4.3以上となる。

● 年度計画の策定においては、目標のレベルをいかに適切に設定するかが大事であり、また、難しいところであるが、目標設定に当たっての考え方を教えてほしい。

□ 平成21年度実績をベースに、年度毎にこれまでの取組実績を踏まえ、次の達成目標として適切なレベルかどうかを十分検証した上で目標設定することになる。

- 評価の客観性と透明性を確保するために、法人内部では、どのような手順で自己評価を行うのか。
- 自己評価に際しては、項目毎に設けた評価担当者が先ず評価を行い、それを受けて、さらに役員が責任をもって確認を行うこととしている。なお、自己評価においては、県民の目で見えて納得できるものかどうかということ意識しながら、客観的な視点で判断するよう努める。
- 評価書の確定の前に、原案の段階で法人から意見があった場合、評価委員会としてどう反映させていくのか。
- 評価に当たっては、評価委員会と法人がお互いに意見をしっかりと交わしながら、十分に審議を重ねた上で、評価委員会としての評価書を確定させたい。
- 評価を行うことで、業務の質の向上・改善につなげていくことが何よりも重要であり、法人は主体性をもって取組を進めるとともに、厳しく自己評価を行っていただきたい。
- 法人の実績報告には、数値目標の達成の可否だけでなく、法人が課題に向けてどういった取組を行い、どう努力したのか、といった点もしっかりと記載すること。
- 評価委員会としては、5段階の評価だけでなく、法人の取組の内容や努力についても十分検証し、業務改善につなげていくという視点で評価を行いたい。

評価委員会の意見のとりまとめ

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務の実績に関する評価の方法については、実施要領（案）のとおりとすることで承認された。

② その他

来年度の評価委員会は、7月及び8月に開催し、平成23年度における業務実績の評価及び財務諸表に対する意見について審議を行う予定である旨を説明。